



異称日本伝注釈(呉志編)

蓮沼, 啓介

(Citation)

神戸法學雑誌, 54(4):329-341

(Issue Date)

2005-03

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/81004994>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81004994>



神戸法学雑誌 第五四卷第四号 二〇〇五年三月

異称日本伝注釈（呉志編）

蓮 沼 啓 介

異称日本伝から呉志の箇所を引用する。本文は訓点付きの漢文をそのまま引用し、松下見林の付した注は書き下し文の形で引用する。

呉志卷二

前人

孫權黃龍二年春正月遣將軍衛溫諸葛直將甲士萬人浮海求夷洲及亶州。亶州在海中。長老傳言秦始皇帝遣方士徐福將童男童女數千人入海求蓬萊神山及仙藥。止此洲。

不_レ還_ラ世相承有_二數萬家其_上人_レ民時有_二至_テ會稽_ニ貨市_上會稽_ニ東
縣人海行亦有_二遺風_ニ流移_ニ至_二宜州_ニ者所在絕遠卒不可得_ニ至_ニ
但得_二夷洲數千人_ニ還_ニ

今按ズルニ呉ノ孫權ガ黄龍二年ハ當ニ我ガ神功皇后三十年ニ當ルベシ。明ノ太祖權ガ夷洲ヲ伐ツヲ以テ日本ヲ伐
ツノ事ト為ス。御製文集ニ見エタリ。故ニ此ニ表出ス。然レドモ日本書紀ニ之ヲ引カズ。

孫權の黄龍二年は西暦では二三〇年に当たる庚戌年である。日本書紀の紀年では神功皇后の三十年に当たるが、
実際には卑弥呼の時代であつて、気長足姫の時代ではない。孫權は前年の黄龍元年には皇帝を称し、建業を都と定
め、天下統一に向かつていた。遼東に出て朝鮮半島を支配した公孫氏と画策して魏を挟み撃ちにする策略を抱いて
いた公算が大きい。済州島に在つた徐福の国をまず服属させることが、この策略を実行に移す要であつたに違ひな
い。だが孫權の目論みは外れ、孫權の派遣した海軍は「亶州」には到達し得なかつたのである。

明の太祖は、孫權による「夷洲」攻略を、おそらくはモンゴル軍の日本攻撃に準えて、日本討伐と認識していた
模様である。明の太祖の文集である高皇帝御製文集の卷第一六に掲げる「設禮部問日本國王」という一文の後半を
異称日本伝（中の三）から引用し松下見林の注を付して置く。

其通使中國者上古勿論自漢歷魏晉宋梁隋唐宋之朝
 皆遣使奉表貢方物生口當時帝王或授以職或爵以王或
 睦以親由彼歸慕意誠故報禮厚也若夫叛服不常構隙中
 國則必受兵如吳大帝晉慕容廆元世祖皆遣兵往伐俘獲
 男女以歸千數百年間往事可鑒王其審之

今按ズルニ呉ノ大帝ハ孫權ナリ。權夷洲ヲ伐ツ。呉志ニ見エタリ。上ニ列スル晋ノ慕容廆ハ武宣皇帝ナリ。慕容廆日本ヲ伐ツハ非ナリ。晉書卷ノ一百八ノ載記ノ慕容廆ガ傳ニ曰。衆ヲ率テ東ノ方扶餘ヲ伐ツ。扶餘王依慮自殺ス。廆其ノ國城ヲ夷チ萬餘人ヲ驅テ而ウシテ帰ル。東夷校尉何龕督護賈沈ヲ遣シテ將ニ依慮ガ子ヲ迎立シテ王ト爲ス。太祖此ヲ以テ誤テ日本ヲ伐ツ事ト爲ス。扶余ハ高句麗百濟ノ舊國ナリ。元ノ世祖黒的弘ニ命ジテ書ヲ持往テ對馬島ニ至リテ日本ノ人拒テ而ウシテ納ズ。其塔二郎彌二郎二人ヲ執テ而ウシテ還ル。又十一年日本ヲ征ス。四境ヲ虜掠ス。

呉の孫權が征伐した「夷洲」は日本の一部であつたとする明の太祖の解釈に従い、松下見林は、「夷洲」を日本

の異称に数えて、呉志をここに「表出」したわけである。

松下見林のこうした認識に対して疑義を投げかける者もいた。

或ルヒト問ヒテ曰ク、後漢書ニ據ルトキハ則チ夷洲澶洲ハ会稽ノ海外ニ在リ。徐福止マルノ地ト為ス。二洲ヲ以テ倭ノ下ニ列スト雖モ、我ガ舊記此ノ洲ノ名無キトキハ則チ倭ノ地ニ非ザルニ似タリ。吾子前キニ以テ我ガ海島ト為ス。今亦呉志ヲ引クハ何ノ謂ゾヤ。

松下見林は「夷洲」や「亶州」を日本の地の異名として取り上げているが、この二つの「洲」の名前は日本の古い記録には一切見当たらない。とすれば、日本の一部の名称ではないかと思われる。ところが、松下見林は後漢書を解説する注においてこの二つの「洲」を日本の島であると判断していたが、ここでは日本の史書ではなくて、呉志という中国の史書を証拠に持ち出している。しかしながら日本の島であるかどうかを判断する材料として中国という外国の史書を持ち出すのはそもそもおかしいではないか。何を考えて外国の史書を根拠に持ち出しているのか。こういう質問が松下見林に突き付けられたというのである。

確かに、後漢書に拠る限り、これは当然の疑問である。

後漢書は「澶洲」に作るが、それは作者である范曄が「亶」を「毛氈」の「氈」と読み、「澶洲」は瓊州島すなわち海南島であると解していたからにはかならない。また後漢書の注に引く沈瑩の臨水土志を見る限り「夷洲」が台湾を指すことにはほぼ間違いない。

後漢書に依拠する限り、この二つの島が日本列島には属さないことは明白である。

ところが後漢書の典拠である吳志は「亶州」に作る。吳志に拠る限り「亶州」は海南島ではありなことを、松下見林がそれとなく示していることは見逃せない。「亶」は *tan* であり、済州島の古名である「耽羅」を指すと解される。徐福の時代には済州島は倭国の一部であったのではないかという疑念を松下見林は密かにここで暗示しているのである。

吳志の本文に戻って「亶州」が済州島であることを推定して置こう。^①西暦に換算すると二三〇年に当たる黄龍二年に孫權が一万もの兵団からなる海軍を派遣するという大規模な軍事行動に出たとあるが、その背景に長老すなわち呉の年配者の知識があつたことは明らかである。始皇帝が方士である徐福を仙薬を求める船旅に派遣したことは史記の淮南衡山列伝に明らかであるが、「平原広澤」を得てその地に止まり王となったと記されている。漢の武帝の時代に淮南侯が謀反を企てた時に重臣の伍被がこれを諫めるに当たって始皇帝の暴虐の例として持ち出した話の一部である。

ところで徐福は帰らなかつたのに、何故徐福が止まつた地が「平原広澤」のある土地であると分かるのであろうか。それは徐福の至つた地から後に中国に知らせを送つた人がいたからであるに違いない。既に武帝の時代に楽浪郡が設置されているので、済州島から楽浪郡に連絡が取れたものと推測される。

更に徐福の連れて行つた幼い男女が成人して子孫を育て代を重ねて「数萬家」に至つたという話がこれに加わる。こうした話の出所であるが、徐福の建てた国から会稽に交易に来る商人がいて、その商人から聞いた伝聞に基づく知識が源であつたに違いない。帯方郡が設置された後漢の時代には、帯方郡を経由して会稽にまでやって来る商人も現れていたことであろう。会稽の人が漂流して「亶州」に至ることがあるという話も、そうした商人やそうした商人と一緒に会稽に帰還した漂流者自身の語る体験談に基づく知識に違いない。

孫權はこうした古老の知識を当てにして海軍を派遣するという大規模な軍事行動に出たと思われる。だが「夷

洲」とは違い、「亶州」は遙か波の彼方にあつて「在ル所絶遠ニシテ卒カニ至ルコトヲ得ベカラズ」容易に到達はできない所であつた。

その意味で徐福の建てた国は安全かつ平穩な国であつた模様である。徐福は始皇帝を詐つたのであるから、強大な権力を意のままに行使用する始皇帝の権力が及ばない土地にまで逃亡する必要があつた。涿州島は亡命者となつた徐福にとって亡命先にふさわしい目標の島であり、新天地を開拓するのに理想の島であつた模様である。あるいは徐福はこの島こそ本當の蓬萊であると信じていたのかも知れない。もし徐福の国が「夷洲」に在つたとすれば、孫権の軍勢を前に降伏を余儀なくされたに違いない。實際「夷洲」からは数千人の捕虜を連れ帰つたと結ばれている。

松下見林の答えはこう続く。

答テ曰ク、二洲ノ名所見無シト雖モ、諸書多ク徐福日本ニ來ルト謂フトキハ則チ二洲ヲ以テ日本ノ地ト為スコキナリ。前後ヲ参照スルトキハ則チ其ノ義盡ク。

松下見林は明の太祖である洪武帝の解釈に依拠して「夷洲」と「亶州」は日本の地の名称であるという判断に到達したことが分かる。この洪武帝の解釈には十分過ぎるほどの先行する文献の根拠がある。こうした文献の記事を前後関係を考慮に入れながら読み抜いて参照すれば、おのずから二つの島が日本の地を指すことが判明する。「前後ヲ参照スルトキハ則チ其ノ義盡ク」。松下見林はこう答えているわけである。⁽²⁾

実は涿州島の名は日本の古書にも見える。「枕弥多礼」が「耽夫羅」の古名である。トムタレが古訓であるが、高い tam m t a l という意味と言う。ひよつとすると、富み足りるという倭語に始まる、天然資源に恵まれ

た富み足りた島という意味の地名であるのかも知れない。後に百済や新羅の領域に入ってから、白鳥（五五）も指摘する如く、「夫羅」つまり県や郡をいう韓語であるブルを付された形である「耽」の「夫羅」と呼ばれるに至ったものであろう。

神功皇后紀の四九年条に「忱弥多礼」の帰属を巡る外交交渉の顛末が綴られている。この年は日本書紀の紀年では西暦では二四九年に当たる己巳年に繫年されているが、実年代は三六七年に換算される丁卯年の出来事であったと推算される。^③以来、済州島の帰属は百済の勢力圏と決まり、やがて百済が敗北して新羅に吸収されるに及んで新羅の領域に取り込まれたことは明白であるが、耽羅という独立国がいつ頃成立していつ頃まで自立していたのかはそれほど明白なことではない。

百済本紀には文周王の二年と東城王の二十年に「耽羅」の名が出現する。西暦に換算すれば、それぞれ四七九年と四九八年に該当する。継体紀二年条に「十二月に、南の海中の耽羅人、初めて百済国に通ふ」と見えるが、これは西暦に換算すれば五〇八年に当たる戊子年の出来事であろう。秦韓の民の一部は四八一年の高句麗の南下の前に五島列島に移住したものと推測されるが、他の一部はこの際に済州島に再び舞い戻って「耽羅人」の列に加わったのかも知れない。五〇八年に若雀の大王が死去してワケ王朝が瓦解した折には、「耽羅人」はそれまでの倭国と百済の中間に立つ外交姿勢を改めて、百済に服属する道を選んだものと推定される。五島列島に移住した秦人はやがて日本列島に進み、「秦王国」^④を建設する傍ら、諸国に散らばり、中国大陆や朝鮮半島で行って来た風習を新たに日本列島の各地に普及させるに至った模様である。乗馬の風習を示す馬具や金銀の装身具が後半期の古墳から出土するという事実^⑤は、秦人の渡来が引き起こした風習の変化を直接に示す証拠なのではあるまいか。

また徐福の時代に済州島にまで倭人の活動圏が及んでいたのかどうかは、それほど明白に判明する事柄ではない。『三国遺事』紀異「第四脱解王」の条に、脱解王の出身に関する説話が伝わっている。説話全体は脱解王が才

能豊かな若者であったことを証する、信じるに値しない、たわいもない子供だましの物語からなるが、説話の発端の部分に伝説が含まれ、更に出身国である「龍城國」に注が付されている。

伝説によれば脱解王は南解王の時代に「駕洛國」つまり金官國（現在の金海市）の沖合に到来した「船」に乗っていた「端正男子」であり「我本龍城國人」と語っている。船はまず金官國の沖合に姿を現し、更に「飛走」して「雞林」つまり新羅にあった「下西知村」の「阿珎浦」に至っている。こうした航路から見て、この船は西ないし南から「駕洛國」の沖合にまで進んで来たものである。金官國の西ないし南と言えば、済州島からであった公算が高い。「亦云正明國。或云、琺夏國。琺夏或作花厦國。龍城在倭東北二千里」と分注にある。「龍城國」の別名は「正明國」であり、また「華夏國」であろうと推定される。恐らくは中国の風習が正しく明らかに守られている国という意味であろう。こうして見れば「龍城國」とは済州島に定着した徐福の一行がその地に建設したもう一つ中国であり、それを龍神の国と見立てた空想国であったと推定しても何も奇妙なことは生じない筈である。

「龍城在倭東北二千里」とあるが、伝説には複数の史実が混在していて、この部分は済州島から釜山の辺りへ移住した後の「龍城國」の位置を示していると解される。魏志倭人伝には「狗邪韓國」から「對馬國」つまり對馬までの距離を「千余里」と記している。「東北」という方位には必ずしも合致していないものの、倭國の北端である對馬から「二千里」の距離にあるといえ、それは釜山の辺りにあった国であろうと推測される。新羅では倭國は新羅から見て釜山の先の方に位置すると認識されており、それ故西南にあると見て、逆に倭國から釜山は東北に位置すると推測したのかも知れない。

とすれば梁書に見える「扶桑國」こそ移住の後の「龍城國」であるということになる公算は高い。「龍城國」は竜宮城や海神の宮殿のモデルとなった実在の国であると推察される。ともあれ「龍城國」が倭國の一部ではなく、倭國とは別の国であると認識されていることは明白であり、この点に間違いはない。

濟州島にあった「華夏國」が何ゆえに濟州島を離れ、南海島から釜山にかけての辺りに移住して新たに「扶桑國」を建設したのか、その経緯は不明である。はたして漢拏山の大噴火が切っ掛けとなり、蓬萊とも思われた海中の樂土を放棄し、徐福の徒は新世界を求めて朝鮮半島の南端部を更に東に向かって進んだのであったかどうか。この点を説明することは今後の探求に待たねばならない。

松下見林の付した注の後半を引用して本稿を結ぶこととする。

又曰。我レ中國ニ通ズ漢ノ時ヲ始ト為ス。文字亦興ル。然モ王充以為ラク周ノ時通ズト。此ノ説理有二似タリ。我ガ國史ヲ見ルニ神武天皇以後年月日時ヲ記ス事分明ナリ。是ニ由リテ之ヲ觀レバ蓋シ我ガ中國ニ通ズル神代ノ末ニ在リ。神武天皇ニ至テ文字ニ通曉ス。應神天皇ニ及デ經學盛ニ行ルカ。日本ノ學徐福ニ始ルニ非ズ。

松下見林は王充の著書である論衡卷第八の儒增篇と卷第十九の恢國篇から既に「周時天下太平越裳獻白雉倭人貢鬯艸」の箇所と「成王之時越常獻雉倭人貢暢」の箇所を引用しているが、倭人が周王朝の時代に中國と通交していたと解していた王充の説には理があるという。何故ならば、神武紀には暦日が使われているので、既に暦法の知識が伝わっていたと推定されるからである。とすれば倭人が中國と国交を開いたのは神武の時代の直ぐ前に当たる神代の末であるという計算になる。文字に通曉しなければ暦日を使える筈がないからである。松下見林は夢にも思わなかったに違いない。日本書紀の編者が、編集の途上において、西暦に換算すれば六八一年に当たる天武紀十年から、儀鳳暦の総法である一三四〇年だけ溯って西暦では前六六〇年に当たる辛酉年を神武即位年に選んだのが實際であったとは⁷⁾。菅田別の大王が西暦に換算すれば三九一年に当たる辛卯年に半島侵攻を開始したのを機縁として、

秦韓の住人の一部が日本列島への移住を開始した⁽⁸⁾という事情も又、松下見林の想像を遥かに越え出た、思いも寄らない出来事であつたに違いない。

日中の国交の始まりは遥かに神代の末にまで溯るとすれば、常世の国というのも中国のことかも知れない。こうした質問が新たに登場する。

或又問テ曰。日本紀ニ曰。聚ム常世ノ長鳴鳥ヲ。少彦名命常世國ニ適マス。三毛入野命常世郷ニ往ク。田道間守ヲ常世國ニ遣ス。俱ニ中國ヲ指スヤ否ヤ。

日本書紀神代の卷八段の第六の一書には少彦名命が常世の「郷」に適めましたとあるし、神武即位前紀戊午年六月の条には三毛入野命が「常世郷に往でましぬ」と見えるし、垂仁紀九十年の条には田道間守を常世の国に遣わす⁽⁹⁾とあるが、常世の国とは中国のことを指すのか。

松下見林の答えは続く。

答テ曰。常世トハ我ガ風土記及ビ古記ニ據ルトキハ我ガ國處處ニ之有。又絶域ヲ指ス。源氏物語ニ胡ヲ常世ト謂フノ類是ナリ。未ダ惟中國ヲ指サズ。

常世の国は中国ではない。これが松下見林の解答であつた。

(1)

白鳥庫吉^{二九}は、寘は t a n でありタネと同音であるから亶州は種子島であると説いているが、『抱朴子』に会稽より航行して至る「海中大島嶼」として掲げる「東翁洲亶洲紆嶼洲」という三つの島の中に種子島が入ると解するのは少々無理がある。大きさから考えても「東翁洲」が台湾であり「亶洲」が済州島であり「紆嶼洲」は沖縄本島と解すべきであろう。済州島の古名である「耽夫羅」の「耽」は t a m であり、t a n ではないが、僂耳珠崖を指す僂州と区別するために、やや発音の類似をゆるやかにして亶州と表記したのではなからうか。実際に呉志の陸遜伝や全琮伝では僂州と取り違いを起こして「亶州」を珠崖と誤解している程である。

また白鳥^{二九}は漢書や後漢書に見える「東鯢人」を東に居る「鯢人」と解し、「鯢」は「夷州」の「夷」や「柢」とほぼ同音であるから、台湾の住人を指すと解するが、疑問である。台湾より更に東に住む人々であるという意味の言葉であり、琉球人を指すと解すべきである。

(2)

清瀬義三郎則府^{三〇}「日本語の源流と徐福の東渡」が、この間の事情を説いて分かりやすい。早く『義楚六帖』（九五）に徐福が男の子五百人と女の子五百人を連れて日本に至ったと詠まれているし、北宋の歐陽脩が「日本刀歌」の中で徐福が連れて行った「百工」が居住した日本は細工物が巧みであると詠じている。またモンゴル軍の攻撃を前に滅亡寸前の南宋を去って鎌倉に來朝した無学祖元も、紀州熊野にあった徐福の「靈祠」に参詣した折に、「老僧モ亦秦ヲ避クル為ニ來」と暴政を避けるために亡命を決意したその心境を徐福に託して語っている。更に元代の碩学である呉萊が熊野の徐福廟を詠じているし、五山の学僧である中津絶海は、日本に帰るに先立ち、明の太祖である洪武帝に招かれ、「熊野峯徐福祠」を賦し、太祖も七言絶句をもつてこれに答えている。こうして見れば、既に平安時代の中頃から、誰もが徐福が至った地は日本列島のどこかにあったと考えていたことは明らかである。

(3)

蓮沼啓介^{三〇}、三二五頁。

(4)

後藤利雄^{二九}、後編「秦王国考」一五三頁以下に秦氏に関する新井白石の学説が紹介され批評が加えられている。

(5) 森浩二〇〇一、一五三頁及び一七六頁。なお小林行雄^{九五}も参照されたい。

(6) 古史に見える秦氏の活躍振りについては、井上満郎^{一九九}を参照されたい。

秦韓の民はやがて辰韓からの渡来人と誤認され、更には新羅系渡来人と見なされるに至る。こうして秦氏は新羅系の神である天日矛の神話と密着する人々として、記紀を初めとする日本の古典に登場することになる。

もともと秦韓の民は高句麗や新羅の軍事力に強い警戒心を抱いていたに違いなく、新羅や高句麗による軍事攻勢の前に遂に日本列島への移住を決意するに至るわけである。

なお「波多」や「波陀」という語であるが、海を意味する古新羅語の *pata* に由来する語であると推定される。

古くは「波柁」と記した公算が高い。帆船を操り大海を渡って半島に渡来した徐福の民は韓人たちから見れば海の人であり、海の人と呼んだのではあるまいか。ワタツミやワダノハラのワタやワダもまた同じ語源の言葉であるに違いない。

秦氏が秦の始皇帝を始祖に仰ぐに至った経緯であるが、秦氏はもともと秦王の子孫であるとする先祖伝承を伝えていたのではあるまいか。秦王とは秦韓の王であり、新撰姓氏録に見える「孝武王」にせよ「功満王」にせよ、狛王の音が訛った名前ではなからうか。秦韓の民には秦王の末裔と徐福の徒の末裔と称する人々が含まれていて、太秦公は秦王の末裔であり、これに対して、徐福の末裔と称する人々も居て日本列島の各地に散在してやがてその地に定着するに至ったのではあるまいか。

始皇帝が始め秦王であった事は歴史の常識である。秦王と秦王の混同ないし付会が発生して、後に始皇帝を始祖とする先祖伝承が発生したと憶測を加えて置きたい。

(7) 蓮沼啓介^{二〇三}、六六―六七頁

(8) 本誌前号参照。

出典

松下 見林 二六八『異称日本傳』全十五卷。国立国会図書館、古典籍資料室蔵

参考文献

井上 秀雄 一九二『倭・倭人・倭国 東アジア史再検討』人文書院

井上 満郎 一九九『古代の日本と渡来人』明石書店

清瀬義三郎 二〇〇三『日本語の源流と徐福の東渡』（吉田編二〇〇二、所収）

小林 行雄 一五五『上代日本における乗馬の風習について』史林、第三四卷三号（通算二二三号）

後藤 利雄 一六二『邪馬台国と秦王国』笠間選書一三七

白鳥 庫吉 一九五『隋書』の流求國の言語に就いて（同全集第九卷 所収）

蓮沼 啓介 二〇〇三『神功皇后紀の成立事情』比較法史研究一〇

同 二〇〇三『孝安紀の成立事情』比較法史研究一一

同 二〇〇四『日新関係の新展開』本誌前号

森 浩一 二〇〇二『語っておきたい古代史』新潮文庫

吉田金彦編 二〇〇三『ことばから人間へ』昭和堂